

## 令和6年度 応急手当普及員養成講習を開催します

### 1 応急手当普及員とは

主に自身が所属する松山市内の事業所や地域において、その事業所等の従業員・構成員に対し、応急手当（心肺蘇生法やAEDの取り扱い方法など）の指導を行う者として、松山市消防局長が認定した方をいいます。

応急手当普及員講習を受講し試験に合格すると、応急手当普及員として認定され、応急手当講習を開催することができます。

応急手当普及員資格の有効期限は認定から3年です。資格の継続を希望する場合は、再講習の受講が必要です。

### 2 開催日時

令和6年11月22日（金）、23日（土）、24日（日） 各日9時00分から17時45分まで  
※3日間の受講が必要です。

### 3 開催場所

保健所・消防合同庁舎 6階 中会議室（松山市萱町6丁目30-5）

### 4 受講できる方

松山市に在住、もしくは通勤・通学をしている方で、3日間すべて参加できる方。  
（原則18歳以上の方とします。）

### 5 受講申込

- （1）方法 申し込みフォーム（下側のURLやQRコードから申し込みいただけます）
- （2）期限 令和6年10月10日（木）から11月8日（金）まで（定員に達した場合は期限内でも受付を終了します）

URL：[https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=5047](https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5047)



QRコード

### 6 注意事項

- （1）実技を含む講習です。動きやすい服装でご参加ください。
- （2）会場の都合上、定員を設けております。あらかじめご了承ください。
- （3）自然災害等の発生により、講習を中止する場合があります。

ご不明な点は、松山市消防局救急課へお問い合わせください。

TEL:089-926-9227 FAX:089-926-9187